

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和7年2月25日（火） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時20分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	11名 26名
欠席委員	神谷 孝雄委員、神谷 力委員、杉浦 和彦委員、 近藤 正俊推進委員、畔柳 真推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田課長補佐、杉浦係長、細井主査、 曾我主査、大橋主事、青山	
議事録署名者	3 岩瀬 正則 委員 12 横山 淳子 委員	

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 3番 岩瀬 正則委員 12番 横山 淳子委員

また、欠席者は 4番 神谷 孝雄委員 10番 神谷 力委員

11番 杉浦 和彦委員 14番 近藤 正俊推進委員

18番 畔柳 真推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1 第6号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号6番から10番の5件です。

申請内容は、全ての申請が農地の所有権移転をするものです。譲受人の理由は、農耕に精進するため4件、農業経営基盤の拡大を図るため1件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるため4件、農地を管理することが困難なため1件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき「議事参与の制限」を受けるものから審議します。

それでは、加藤公健委員に関する事項を審議いたしますので、加藤公健委員は退席していただきます。

それでは、加藤公健委員に関係する事項は、1 ページ目の受付番号7に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続きまして、加藤公健委員に関係する事項を除く事項について審議いたします。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第7号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び
日程第3 第8号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2 第7号議案 農地法第4条の規定による申請について
ご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番の1件で、転用用途は駐車場です。

続きまして、日程第3 第8号議案 農地法第5条の規定による申請について
ご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号11から13番までの3件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が2件、駐車場が1件です。

今回の申請につきましては小規模かつ一般的な内容のものが多いため、案件説明および資料の配布はございません。個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせいただけたらと思います。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、2月13日(木)に岩瀬正則委員と山村京子委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第9号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4第9号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3番の1件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第10号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について及び 日程第6 第11号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

議案の内容を説明する前に議案が2つに分かれている理由を説明いたします。

法律上、地域計画の区域外は、農用地利用集積等促進計画案の作成主体が農業委員会となりますが、地域計画の区域内は、農地中間管理機構様が作成主体となります。そのため、地域計画の区域外と地域計画の区域内で議案を分けております。しかし、どちらも利用権設定できます。

それでは、日程第5 第10号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

す。

議案 1 ページ目の令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が 1 6 6, 8 1 2. 0 0 m²、期間満了による更新、再貸付の面積が 8 0 8, 1 1 2. 2 0 m²、合計 9 7 4, 9 2 4. 2 0 m²です。

2 ページ目から 5 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

権利の移転をする農地の面積は、1 0 8, 8 9 4. 5 8 m²です。

次に日程第 6 第 1 1 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案 1 ページ目の令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が 1 6 5, 5 7 9. 0 0 m²、期間満了による更新、再貸付の面積が、1, 4 8 8, 5 7 1. 8 7 m²です。

2 ページ目から 5 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

議案 1 ページ目の令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案の実施総括表の権利移転について説明いたします。

権利移転は、耕作者の入れ替えに伴うものとなります。権利の移転をする農地の面積は、3 4 7, 3 2 7. 0 0 m²です。

本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、菱田政量委員の同居の親族に関する事項を審議いたしますので、菱田政量委員は退席していただきます。

それでは、菱田政量委員に関する促進計画は、第 1 0 号議案書の 3 ページ目の表の上から 1 3 人目の行に、及び第 1 1 号議案書の 3 ページ目の表の上から 1 1 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。菱田政量委員は入室してください。

続きまして、杉本哲哉委員に関する事項を審議いたしますので、杉本哲哉委員は退席していただきます。

それでは、杉本哲哉委員に関する促進計画は、第10号議案書の3ページ目の表の下から5人目の行に、及び第11号議案書の3ページ目の表の下から6人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。杉本哲哉委員は入室してください。

続きまして、加藤公健委員に関する事項を審議いたしますので、加藤公健委員は退席していただきます。

それでは、加藤公健委員に関する促進計画は、第10号議案書の3ページ目の表の下から4人目の行に、第11号議案書の3ページ目の表の下から5人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。加藤公健委員は入室してください。

続きまして、山村京子委員の同居の親族が所属する●●に関する事項を審議いたしますので、山村京子委員は退席していただきます。

それでは、山村京子委員に関する促進計画は、第10号議案書の3ページ目の表の下から2人目の行に、及び第11号議案書の3ページ目の表の下から3

人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。山村京子委員は入室してください。

続きまして、都築英治委員が代表を務める●●に関する事項について審議いたしますので、都築英治委員は退席していただきます。

全員異議なく了承。

それでは、都築英治委員に関する促進計画は、第10号議案書の4ページ目の表の下から10人目の行に、及び第11号議案書の4ページ目の表の下から12人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める●●に関する事項について審議いたします。よって、議事参与の制限の対象が議長でありますので、職務代理者の14番、太田良子委員に議長を交代し、私は退席をいたします。では、太田委員、よろしく申し上げます。

それでは、林茂樹委員が代表を務める●●に関する促進計画は、第10号議案書の4ページ目の表の1番下の行に、及び第11号議案書の4ページ目の表の下から2人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させて

いただきます。では、これより再び議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、岩瀬正則委員の同居の親族に係る事項を審議いたしますので、岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に係る促進計画は、第10号議案書の5ページ目の表の上から6人目の行に、及び第11号議案書の5ページ目の表の上から4人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く促進計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第2号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第7 報告第2号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号1から2の2件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が1件、駐車場の設置が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号1から5の5件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が1件、通路用地が1件、分譲用宅地用地が3件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、4から78の75件です。解約事由別にみますと、売却するため1件、耕作者の体調不良により耕作できないため1件、転用するため4件、収用のため5件、利用権移行のため64件です。

最後に、農地改良届出についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1の1件です。改良の種別としましては、田畑転換です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について、曾我主査より説明があった。

1 地域計画の策定について

これは、農業経営基盤強化促進法により、令和7年3月31日までに地域計画の策定することが定められており、地域計画の策定又は変更にあたっては、農業委員会の意見を聴くこととされております。そのため、本日の協議依頼事項とさせていただきます。

それでは、地域計画について説明します。この地域計画は、人・農地プランを法定化した計画と位置づけられておりますので、既存の人・農地プランを基本とし作成しております。策定の過程におきましては、人・農地プランの主体である市内35の農用地利用改善組合に地域計画案の作成にご協力をいただきました。そして、その地域計画案を取りまとめて、市が地域計画として3月末に定めようとするものです。地域計画の策定後は、地域計画に記載された課題や検討すべき事項について、土地改良区など関係機関と協力し、課題の解決、地域農業の発展に努めていきたいと考えております。なお、本委員会でご意見をお聴きしたのちには、関係機関への意見聴取、縦覧手続きを行い、策定後は、ウェブサイト及び窓口にて公表することを予定しております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○杉浦 泰昭推進委員

●●町の資料を拝見したら塗った色と違うところがあるのはどうしてか。

○曾我主査

実際に着色した部分に隣の地区であったり齟齬が生じた場合には人・農地プランで該当されていた地区を優先していたり、宅地の部分を削除しているなど一定のルールに従って策定していますので、違う部分がありましたら個別に申

し出てください。必要に応じて変更手続きになりますし、ご説明で承諾いただく部分もあると思いますので、個別にご指摘いただけたらと思います。

○石川 和明推進委員

地域計画の考え方そのものは良いと思いますが、農地の所有者と開発側との思いのずれで、トラブルが起きると心配しています。相続税法が変わってから、先祖代々の農地は守り続けるという形はなくなってきている。農地を相続しても、いらなくなる。農地で売買をするよりも企業に売った方が単価が高くなるので、今後はルールとの摩擦が起きるのではと懸念している。どう調整していくのが課題になるのではないのでしょうか。

○林 会長

そのとおりだと思います。地域計画ができることによって、1つステップが余分にかかり、今までよりは転用が難しくなるのではと思います。国などが簡単に転用させないために地域計画を作っていると思います。思いと違うところがある場合もありますが、県からどのように下りてくるかやり始めてからしかわからない部分もありますが、地域計画でまとめているところに企業が入ってこないようにするのは農業委員会や地域だと思っています。地域計画に則ったところは簡単に転用できないようになれば良いと思います。地域計画が始まってみないとわからない部分はあります。

○石川 和明推進委員

結局、転用が通っていく。市の発展とのバランスも大事ですが、やったもん勝ちになってしまうのではと心配している。

○荒木 久寿推進委員

私の地域も地域計画の策定の中で、まとまった開発の予定があり地域計画から外してほしいと依頼されたが、断った。恐らく開発はされると思う。その時にどのように話が進むのか、事前に話が来るのか教えていただきたい。

○曾我主査

先ほどの回答と重複する部分がありますが、現時点で、その農地を開発する手段がない場合は現状の農業優先という形を取り、地域計画の策定に入っています。ただし、何かしらの公的な整備で市街化編入であったり道路であったり既存の状態ではできないものを整備によってできるようになった場合は方針が確定した段階でお話しをしに行くと思います。できもしないものに対して地域計画

を引き下げる必要はないので、できる段階での動きになるのと、これから新しい産業ゾーンがあれば建付けができる段階でお話しをしていく。つまり、今と事情が変わる段階で速やかに話をしていく。何か変わらない限り地域計画の変更は必要ないと考えています。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、杉浦係長より説明があった。

2 農業委員会活動活性化運動に係る取組事例について

1 ページをご覧ください。これは農業委員会活動の活性化を図るために、一般社団法人愛知県農業会議が、各農業委員会の取組事例を収集し、他の農業委員会との情報の共有を行う取組みであり、情報収集の依頼がありました。

例年、依頼に応じて取組事例を情報提供しておりますが、令和6年度は新しい取組みとして、農地パトロールにてタブレットを活用しましたので、「農地パトロールにおけるタブレット活用」を取組事例として農業会議に提出したいと考えております。

2 ページをご覧ください。その内容について説明します。

まず、「1 地区の特徴・状況、課題」ですが、読み上げますと「安城市は、市内の農地の約8割が水田であり、水田では農地中間管理事業による農地利用の集積・集約化が図られている。一方で、畑や樹園地では農業従事者の高齢化による担い手不足の傾向があり、遊休農地化が懸念されている。遊休農地を未然に防止するため、農業委員会の業務である農地パトロールを効率的に実施することが必要である。」

次に、「2 課題解決に向けた活動」については、「令和4年度にタブレット14台を導入したが、活動区域が定められている推進委員に割り当てることが困難であった。そのため、令和5年度には、タブレットを活用している農業委員会を視察し、事務局にて活用方法を検討するとともに、15台（うち1台は事務局）を追加導入した。」

最後に、「3 活動の成果」については、「令和5年までは紙地図で農地パトロールを実施していたため、タブレット操作に戸惑いの声はあったが、タブレット操作が難しくなかったこと、紙地図による事務局への報告が不要となったことなどから、推進委員にとっても作業の効率化が図れた。また、事務局としても紙地図の印刷作業が不要となり、事前準備の事務負担が軽減された。」

以上を、安城市の取組事例として情報提供したいと考えておりますので、ご承

認いただきますようお願いいたします。

この件については以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

1 賃借料情報の提供について

3ページの、資料2をご覧ください。

この件は、農業委員会が農地の賃借料の目安となる価格を取引の実勢から算定した上で情報提供するということが農地法第52条に規定されておりますので、毎年この時期の報告議題としているものでございます。

令和5年12月からのおよそ1年間におきまして、田の10a当たりの年額の賃借料の実勢価格は、平均額が13,500円、最高額が20,000円、最低額が4,200円でした。これらの価格につきましては、本日の委員会終了後に市の公式ウェブサイトで公表をさせていただきます。

なお、表の欄外に注意事項が4つ記載してございますが、まず、畑については取引の数が少ないことから、目安として使用し得る適切な情報を提供するのが難しいため、集計しておりません。

次に、今回の集計に用いたデータ数は1,873件で、農地中間管理機構による賃借権設定の筆数の合計でございます。

また、農地中間管理機構及び旧農地利用集積円滑化団体、すなわちJAが定める賃借料の算定方法というのは、10a当たりの標準額14,000円を基準としまして、ほ場の面積や耕作条件等により段階的に設定される仕組みとなっております。

最後に、今回の集計に当たっては、例えば無償の使用貸借契約や著しく低額な賃料による場合、又は反対に、田で施設野菜を栽培する場合などの著しく高額な賃料によるデータは除いております。

では、この件についての説明は以上でございます。

2 次回予定

開催日は3月24日(月)、午後1時30分から第2会議室で運営委員会、午後2時30分から第10会議室で定例会、午後3時30分から同じく第10会議室で研修会を開催することとしております。

研修会につきましては、「盛土規制法について」、市の建築課職員から講義をってもらう予定をしております。

最後に記載はありませんが、4月22日の定例会の後、懇親会を開催したいと思いを。出欠等に関してはまた来月案内できればと思います。予定をお願いします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時20分、議長は閉会を宣する。